

# 第4回世羅町議会定例会会議録

令和4年12月7日  
第3日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和4年 第4回世羅町議会定例会 (第3号)

令和4年12月7日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 同意第 4 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 議案第 61 号 広島県市町総合事務組合理約の変更について
- 第 3 議案第 62 号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について
- 第 4 議案第 63 号 世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 64 号 令和4年度世羅町一般会計補正予定予算(第7号)
- 第 6 議案第 65 号 令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第 66 号 令和4年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第 67 号 令和4年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 議案第 68 号 令和4年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 10 議案第 69 号 令和4年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 11 議案第 70 号 令和4年度世羅町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 12 議案第 71 号 令和4年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

6 番 田 原 賢 司

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商工振興課長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 和 泉 秀 宣	せらにし支所長 山 崎 誠
教 育 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 6番 田原 賢司議員から欠席の届出が出されております。

ただいまの出席議員は 11 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。

議案1 ページをお開きください。

同意第4号

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、次の者を教育委員会教育長に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和4年12月7日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 早間 貴之

生年月日 昭和35年●月●日

住 所 世羅町大字小世良

任 期 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由でございます。

教育長の松浦ゆう子さんが、令和5年2月2日をもって任期満了となるの

で、教育委員会教育長の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

早間さんの経歴等でございます。早間貴之さんは長年教職を務められ尾道市立栗原小学校を最後に退職をされております。その後、広島県教育委員会から再任用として世羅町立世羅小学校の校長を命じられ務められているところでございます。

経歴の中では教職時は本町の大田小学校始め、長らく本町で勤務をしていただき、常に子どもの目線に立って一緒に成長していきたいと考え、児童一人一人個に応じた丁寧でわかりやすい指導を粘り強く実践されてきました。

更にこれまで福山市や尾道市におきまして、管理職を歴任するなど他市の教育行政施策や動向等にも非常に高い識見がある人でもございます。学校教育に関しては志も高く、経験も豊富で教職員や保護者など学校関係者からの信望も厚い人でございます。何事にも積極的で責任感も強く、人格高潔で教育行政に関し、見識を有しておられ、教育長として適任であると考えておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。任期が2月2日ということで、スタートされるのが4月1日ということですが、この間について教育長空席ということになるんじゃないかと思うんですが、この考え方と、それから一生懸命学校教育に頑張っておられたということはわかるわけですが、この定年退職をされてから後、本町の校長もやられておったかとただ今の説明では受け止めたんですが、こうした活動が教育長として適任であるということは一定にはわかりませんが、やはり継続性と言いますか、いろんな面から見たときに、いろんな角度から検討された結果ではあると思いますが、この点についてもう少しお尋ねをします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 不在期間の事務執行についてご質問いただきました。先

般お話しをさせていただきましたように、この不在期間につきましては、教育委員会におきまして、職務代理者としての選任を既にいただいているところでございます。その期間については教育行政が滞ることなく事務が進められるように務めてまいりたいと思いますし、現状そういう形のものを取り計らうこととさせていただきます。ちょうど2月という時期がですね、県とさまざまな事業についてのお話をさせていただく時期が、ちょうど一番重要な時期と捉えておりまして、なかなか継続性という部分であればですね、そのときにちょうど教育長が替わるという時期と重なればですね、支障があるということもこれまでお聞きしてございます。今後においてもそういった任命する者において、ちょうど年度替わりといったところの時期が一番最適であるというふうに現場からの声もいただいているところでございますので、私といたしましては4月1日からの任命とさせていただくようお願いさせていただいているところでございます。

当該、今回任命同意を行います早間様につきましてはですね、これまでの教育内容等々お聞かせいただくなかで、非常に頑張って来られた経緯もございまして、何より地域の活動にもたくさん出られてですね、そういったところも評価が高いというふうにお聞きしてございます。今回こういう提案をさせていただきますけれども、これまで継続して教育長をお務めいただける選任同意案出してまいりましたが、今回はこれまで長年務めていただいた松浦教育長退任ということとなりますので、是非4月1日からの同意によるしくお願いしたいと思っております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 給食センターを建設すればそれで終わりというものでもないんですが、重要な時期にこうした責任ある地位につかれるわけですが、どういう方であるかということは認識をしておりますが、町長が適任であるという説明であります。そうした点についてもですね、私は十分考えて選任をされているというように思うわけですが、これらについてお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これまで教育環境を整えるという意味においてはこれまでも松浦教育長に、G I G Aスクール等々ですね、またコミュニティスクール等々ご尽力いただいております。その流れを汲むというなかではですね、現場でちょうど肌で感じておられる、特に給食センター等の流れについては、その現場でいろいろともう見てきていただいているわけでごさいます、そういったところがよくご理解いただけますし、身近なところでさまざまな事業を展開するなかです、今回選任いただく者においては現場をよくわかっていただいております。これまで他の市町も経験されておりますのでそういった世羅らしい給食の流れについてはですね、将来的なことを考えつつ業務執行いただけるものと思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 教育長の選任同意ということで、松浦教育長におかれましては6年間本当にご尽力いただき感謝申し上げますところではありますが、引き続き2月2日までは町行政においてご尽力いただきたいと思います。この2月2日から4月1日には、町長申されましたこの2か月、これが教育行政において非常に重要な時期であるというのはご認識されておると思います。勿論人事もしかり、また卒業等、さまざまな行事もあります。こうしたことを職務代理者を今、置くということでありましたけれども、具体的にどういった体制でこの教育行政を停滞させずに次の教育長に引き継ぐというお考えなのか、再度詳しくお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ちょうど大事な時期ということでございます。その時期については、県の教育事務所等も含めて、今、既に現場で話をさせていただいております、空白期間というものが停滞しないと。また人事面においてもですね、もう既にさまざまにお話をするなかで今後において学校現場を掌握していただいている学校関係、また社会教育においても、担当課において業務のほう

はですね、滞りなく行えるものと思います。細かい内容については教育委員会のほうからご説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） それでは失礼いたします。6年間という任期まもなく満了というところですが、最後の2月の2日まではですね、精いっぱい尽力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

先程議員のほうからご質問のありました空白の期間でございます。確かに2月、そして3月は人事関係でありましたり、多くの行事等々も控えているところでございます。しかしながらこの地教行法に基づいてですね、職務代理者を置くということになっておりますが、この職務代理者の指名は新しい教育委員会制度におきましては教育長が指名するとなっております、今、職務代理者を指名しているところでございます。この職務代理者につきましては教育長が欠けるとき、こういうときにきちんと任期を全うできるような、そのような者を指名するということになっております。これは地教行法のなかの内容解釈にもそういうふうにきちんと読み取れるところでございます。そういう方を今回におきましても職務代理者として指名させていただいているところでございます。特に前職を経験されたなかで財政関係については非常に詳しい方でもございますし、そういう面ではちょうどですね、3月議会等々、非常に予算関係のところが上がってまいりますけれども、そういう部分にも十分対応していただけるかというふうに思います。ただしこれは身分としては非常勤特別職となります。となりますと、やはり常時事務執行するということは非常に難しいところもございます。この件については、この職務代理者が十分に対応できにくい日々の事務執行につきましては、職務代行者に委任することができます。この代行者と申しますのが本町の教育委員会におきましては学校教育課長ということになります。日々の事務執行につきましては学校教育課長のほうに事務委任ということになります。この点につきましても地教行法にきちっと示されているところでございます。こういう体制のなかで、職務代理者が教育長のすべての権限を任せられて行う。しかしながら対応できない日々の具体のところの事務執行につきましては職務代行者が行っていくという、こういう体制をとっ

ているところでございます。この2か月間しっかりとこれは対応できる体制であるというふうに思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 松浦教育長におかれましては令和の日本の教育の推進ということで非常に頑張っておられます。また、GIGAスクール構想、これについてもコロナ禍という非常に厳しい環境の中で積極的に進められたこと、これは本当に敬意と感謝を申し上げます。

こんな時代にちょうど3月議会があるなかで空白があるというのは非常に残念に思うところであります。このあたりでこの日本の令和の、日本の教育、これを進める上でただ学校教育に深い造詣があられる、これだけでは教育行政の推進にはちょっと物足りない、こんな思いを持っております。特にこれからの世代はこれから育てる子ども達はソサエティ5.0、こういった社会のなかで育つ能力を養うということが必要になってくると思うんです。ただ教育行政に精通していると、これだけでは非常に難しい。このような思いを持っております。教育現場におけるICT技術、これらが如何なく発揮されて、将来の日本を背負う人材を育てていただくと。こういう強い期待を持つところでございます。そのあたりで、そのあたりでというのでは失礼なんですけど、ICT技術、これらに関しての取組み、こういった姿勢をどのように評価されて教育長に推薦されたか、お伺いいたします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 今、ご指摘のありました令和の日本型学校教育、このことを踏まえ、なお且つ広島県の教育行政施策につきましては校長会を通しまして日々校長のほうで指示、指導してまいったところでございます。来年度につきましても既に令和5年度の国・県の教育行政施策を踏まえながら、本町における教育行政につきまして方針を策定し、過日の教育委員会会議でお示しをし、可決されたところでございます。来年度の方向性につきましてもゆるぎない体制を作っているところでございます。ご指摘の令和の日本型学校教育、

これは個別最適な学びと、協働的な学び、これが基本になるところでございます。この施策を進めていく上で、このICTの活用というのはひとつの手段として最適であるというふうな考え方も示されているところであります。このことを踏まえまして、国のほうがGIGAスクール構想を実現すると。非常に早い時期、短時間での施策の執行でありました。このことを踏まえまして各学校におきましてはICTを活用して個別最適な学びを今進めているところでございます。校長におきましてはこのことはもう十二分に踏まえたなかで、確かにご指摘のとおり学校間によりましては多少の格差はございます。しかしながらもうこのことは当たり前の日常の学習というふうになっております。今後でもすね、このことを踏まえながら、あくまでも手段のひとつでございます。この手段を有効に活用しまして、個別最適な学び、協働的な学び、しかしながら最終的には子ども達が将来にわたって、この日本を、そして世界をまたいで生きていける人材を育成するためでございます。そういうふうな資質能力をしっかりと育てていくと、こういうふうな方向性に対して、校長は学校という場を通して日々子ども達を指導しているところでございます。是非ともそういうところですね、見ていただければたいへんありがたいというふうに思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 10 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員  
4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 7 番 藤井照憲議員  
8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員 10 番 久保正道議員  
11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番 藤井照憲議員  
8 番 松尾陽子議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 10 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛 成 8 票

反 対 2 票

以上のとおり（ 賛 成 ） が多数です。

したがって、同意第 4 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めること

については、早間 貴之（はやま たかゆき）さんを同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

日程第 2 議案第 61 号 広島県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 2 ページをお開きください。

議案第 61 号

広島県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、広島県水道広域連合企業団が広島県市町総合事務組合に事務の委託をすることに伴い、同法第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり広島県市町総合事務組合理約（昭和 35 年指令地第 803 号）を変更することについて、同法第 290 条の規定により町議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

広島県水道広域連合企業団が広島県市町総合事務組合に事務委託することに伴い、広島県市町総合事務組合理約を変更することについて、関係団体との協議を行うため、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまで総合事務組合が対応しておった事務について規約を変更するという意味が提案理由の中では事務委託を云々と書いてあるわけですが、ただ単に事務組合が請け負ってやるというのと違う点があるかというように理解しておるんですが、関係団体とのどのような協議を行うという考えであるのかお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回の提案でございますけれども、現在市町総合組合においては8市9町、9一部事務組合で組織されてございます。そこへ新たに設けられます水道広域の企業団が事務を委託されるということでございます。この委託につきましては、構成する団体の変更にはございませんので、新たに規約を改正する必要が生じたものでございます。委託の内容といたしましては退職手当の支給、それから公務災害等の補償等の事務がございますけれども、構成する市町で委託しているものと同様の内容をこの水道企業団からも受託するといったものでございます。元々の構成する団体が同一でございますので、内容について新たな事務を委託するといったものではございません。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 大体わかるんですが、これまでの手続きと違うんじゃないかということでお尋ねしたんで、加入に伴う増加というような格好で一部事務組合等の手続きをされておったように記憶しとるわけですが、内容は先程言われたように退職手当とか、公務災害に関する事務ということですが、この総合事務組合と新たに事務委託をする企業団との関係でこれまでの加入手続きと違う点があるんか、ないんかという点を再度お尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員ご質問いただきましたこれまでにという部分でございますけれども、今回のような事務の規約の変更とい

ったものは新たなものでございます。これまでは市、また町、一部事務組合の加入、それから脱退といったようなものが主でございますけれども、今回の案件につきましては、県を含む広域連合企業団というところでございます。県が含まれるために、この企業団につきましては、地方自治法の 285 条に規定されます複合的一部事務組合というものに該当することとなります。県が組合への加入ということが認められておりませんので、除外されることとなります。よって新たに今回事務委託が可能ということに規約を改正されるものでございます。この協議につきましては各加盟されている市町等で同様に議会の議決をいただいた上で協議が進められるといった流れになっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 61 号 広島県市町総合事務組合格約の変更については 原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 62 号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 4 ページをお開きください。

議案第 62 号

## 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について

世羅町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、町議会の議決を求める。

令和4年12月7日 提出

世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。

世羅町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、広島県と協議することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。個人情報保護条例が制定をされたというような説明であったかと思うんですが、これまで町において保護条例を定めておってこのことが、今度法律によって変わってくるという説明であったと思うんですが。この中で委託事務に関する規約を変更するというのはどういうことを協議をされようとしておるのか。これから話をすることでしょうか、法律に基づく点がどのようにこれまでの世羅町個人情報保護条例と変わってくるのかお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回お諮りしている内容につきましてでございます。現行の個人情報に関する行政不服審査会事務につきましては各市町地方公共団体ごとに条例に委ねられてございました。したがって

て、本町におきましても条例において規定をいたしているところでございます。しかしながら今回個人情報保護法の改正が行われ、各市町の条令に委ねるのではなく、法の中にその取扱いが含まれるといったことになってまいります。したがって各自治体ごとにですね、定めていた条例からその事務が法令の中に謳いこまれたことに伴って、この不服審査会に委託している部分につきましても改正が必要となったものでございます。この変更でございますけれども、各市町、そして一部事務組合がございましてけれども、それぞれ全く同一の内容でそれぞれ議会で議決を得た後、今年度末、令和5年3月末までに総務大臣へ県を通して届出がされるといった流れでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、議案第62号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更については 原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案6ページをお開きください。

議案第63号

世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 33 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関する地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、世羅町職員の育児休業等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 63 号 世羅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 64 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号）を議

題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 13 ページをお開きください。

議案第 64 号

令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 293,490 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,446,264 千円とするものでございます。

歳入は、町税 29,000 千円、地方譲与税 3,251 千円、分担金及び負担金 5,669 千円、国庫支出金 157,810 千円、県支出金 30,924 千円、財産収入 1,125 千円、寄附金 1,000 千円、繰入金 70,016 千円、諸収入 1,895 千円を増額し、町債 7,200 千円を減額するものでございます。

歳出は、議会費 113 千円、総務費 14,401 千円、民生費 229,917 千円、衛生費 23,702 千円、農林水産業費 11,928 千円、商工費 6,009 千円、土木費 20,099 千円、災害復旧費 3,000 千円を増額し、消防費 1,943 千円、教育費 7,903 千円、公債費 5,015 千円、予備費 818 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 35 分といたします。

休 憩 10 時 18 分

再 開 10 時 35 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先程提案理由の説明がありました令和4年度世羅町一般会計補正予算第7号に対する質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） このたびの補正予算、各項です、光熱費の増加がみられます。トータルするとですね、当初予算でみた光熱費と比べて何%上がったか、お伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。一般会計におけます電気料金につきましては、当初予算におきまして7798万円ございました。このたび12月補正におきましては、一般会計総額で4107万6000円。合計で補正後が1億1905万6000円となります。今回の12月補正におきましては当初から53%程度増額となっております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この傾向はですね、ちょっと質問になりそうなんですけど、当初予算にも同じような影響が及ぶものか、お伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。新年度当初予算におきましてもこの電気料金等の高騰につきましては、見込まれるものと考えております。ある程度の本年度よりはある程度増額せざるを得ないかと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 3点についてお伺いします。まず15ページの歳入のところでありまして新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、これの歳入の内容はもう既に紐づいているものに対しての歳入なのか。いくらか一定

の国からの割合で入ってきたもので、今後提案されるものも含まれておるのか。これの1億約2000万円の内容についてお伺いします。

2点目が25ページ、デマンド交通事業補助金の140万円の補正でございます。たぶん昨今このコロナ禍であり、結構落ち込んでおるのかと思ったところで、デマンドのプラスということなんで、これの要因。どのような感じでこの140万円がプラスになったのか。これが1点。

ずっと飛びまして49ページ、商工費のところから2点大きく。新規創業と小規模企業支援事業が合わせて約450万円ほど、当初でも組まれていたものに対してプラス。昨今ちょっと暗いお話しではありますがけれども、廃業される事業者というのもこの年末にきてちらほら耳にはさむところがございますけれども。いい響きであれば新規創業支援事業を利用して新たな事業に取組まれる方もいらっしゃるというのがかなり増えているように見受けるのですがその内容についてお伺いいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは15ページ歳入におきます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1800万円余りの内訳でよろしいですかね。

▼【高橋議員：「はい。」】

はい。お答えいたします。

主なものにつきましては、今回、世羅町子育て世帯臨時特別給付金1億623万7000円、それから大きいものからいきますと、社会福祉施設等の物価高騰支援事業ですか、1200万円。それから児童福祉施設の物価高騰支援事業につきまして180万円、住民税の均等割のみ課税世帯価格高騰緊急支援給付金に497万円。その他ですね、当初から組んでおりました交付金充当事業につきまして事業進行度合い等におきまして増減等しているところでございます。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） それでは企画課より25ページ、デマンド交通事業の補助金145万2000円の増についてご説明いたします。こちらにつきまして

は、現在、小国甲山線が廃止になった関係です、今、直行便を走らせております。これの便数をですね、1便増便をさせていただき予定でございます。と言いますのも、生徒さんの利用がかなり多くございまして、中学校の生徒さん、高校の生徒さん、それぞれがかなりご利用いただいております関係で、現在朝1便1台を、朝1便2台に変更するものでございます。1台の単価が6,000円ということで、242日で計算させていただきまして145万2000円の計算で補正をさせていただきものでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。49ページの新規創業支援事業と小規模企業支援事業についてにお答えをさせていただきます。こういう状況にございまして、世羅町内におきましては新たな取組みが芽生えております。サービス業について創業の兆しが出てございまして、飲食サービス業については今年度中、創業が固いもの。今、ご相談でも理美容であったりとか、食品製造でありますとか、そういったご相談も出ているところでございます。ですから今後はこの補助金を活用するなかで創業が増えていくものと理解をしております。

持続化補助金でございますけれども、世羅町内の小規模事業者におかれましてやはり小売りであったり、飲食業であったり、サービス業につきまして、今お持ちの能力、技術を高める意味で、お持ちのものを、事業自体を組み直す、あるいは中身の備品を増設されるとき、そういったようなことで持続化補助金の活用も増えているという状況でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に補正の中で大きいものについて、何点かお尋ねしたいと思うんですが、必要な財源を基金を取り崩すというのはやむを得んわけですが、繰越明許で年度内に完成をしないということで繰越明許費の中で7200万円、例年に比べたら少ないのかもしれませんが、それとその下の300万円。農業災害ですが、それらの簡単な状況。そして4年災についてはどのように復

旧を進めていこうとされておるのか。道路関係と農業と併せてお尋ねします。

そういうなかで、一定額コロナの影響を受けて減額というのものもあるわけですが、全体的にはいくらでしたか、歳出が増えて、最初に言ったような状況なんです、具体的に何点かお尋ねしていきたいと思います。

先程説明をいただいた住民税均等割のみ課税世帯、

○議長（米重典子） 矢山議員、ページ数をお願いします。

○4番（矢山 武） 33 ページ。これらが非課税世帯と合わせて実施をされるので補正が可決されて後に執行ということにはなるんでしょうが、どのような状況で支給をしていこうとされておるのか。

それと補正金額が大きい、その下の 5541 万円自立支援給付金、一部補助金もあるのかもしれませんが、その内容についてお尋ねします。

その次、35 ページで先程も財政課長お答えになった町子育て世帯臨時特別給付金 1 億 500 万円ですかね、これらもやはり先程と同じようにできるだけ早期に支給をしていくべきではないかというように思いますがどのような考えであるのか、お尋ねをいたします。

それから農業の関係で何点かお尋ねしたいんですが、有害鳥獣捕獲謝金 45 ページ、143 万円ということですが、これまでも繰り返し捕獲だけではないんですが、鳥獣対策の強化を求めてきたんですが、担当課としてですね、捕獲も進み、メッシュも進んで被害は減少しているという認識があるのかどうか。私は頭数が増えておるのか、減っておるのか、ようわかりませんが、家の周辺ではメッシュをすれば多少効果があるのかなという感じはするんですが、山間部に入ると、安全なというか、いうのがあるのじゃないか思うんです。1 回、2 回と頑張っても入れん所へ、無理をして入るとか。少々のは飛んで入るという状況も見られるわけですが、そうした認識をお尋ねします。併せてその下の

○議長（米重典子） 矢山議員、ただ今のは補正予算の 145 万円の補正予算の金額についての質問でよろしいですか。

○4番（矢山 武） その下の振興対策補助金についてどのような執行をされようとしているか、お尋ねします。

その次、中山間の場合は増額になっておりますが、多面的機能支払は減額になっております。これらの高齢化と共になかなか草刈り等が難しい状況になっ

とるわけですが、現状について。併せて森林経営管理事業、下段ですが、どのような事業を300万円余りで実施をされようとしておられるのか。これらについてお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは建設課から5ページ繰越明許費についてお答えいたします。道路改良事業7200万円についての繰越しでございますが、これは入札の不調により、現時点で適切な工期が確保できなくなったものでございます。

続きまして、令和4年における公共土木施設の災害復旧事業の発生状況でございますけれども、本年度はですね、公共土木施設につきましても、被害がない状況でございます。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは産業振興課より何点かご質問いただきましたことについて答弁させていただきます。まず5ページの繰越明許費でございます。災害復旧費の農業災害復旧事業300万円でございますが、こちらはですね、令和4年9月18日から19日にかけて台風14号におきます農地の災害でございます。こちら箇所数としては1か所。ちょっと大きなものになります。1か所でございますが、300万円というものでございます。こちら、今からですね、工事に今回予算書67ページの工事請負費のほうへ提案させていただいております。こちらのほう、本会議でですね、認めていただければ今後実施のほうへ入ってまいりたいと考えております。こういう時期でございますので、なかなか年度内の完了というのは難しいものではないかと考えておりますので繰越をお願いしたいものでございます。

また、今年度の農地施設災害状況なりでございますが、本年度におきましてはこの1件でございますので、今後速やかに進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして45ページ有害鳥獣捕獲謝金143万円、こちらはですね、現在、捕獲いただいているなかで、現状といたしまして9月末の状態でございます

が、イノシシ、シカにおいて令和3年度が721頭でございます。今年度におきましては719頭ということで、2頭ほど少ない状況ではございますが、ほぼ同等ということできております。昨年度も途中補正させていただいたようでございますので、昨年度実績で言いますと、約1000万の予算ということでございました。失礼しました。昨年度が、失礼しました。決算ですので1168万9000円ということでございました。今年度当初が1000万円でございますので、実際差し引きしますと168万9000円というような数字が出てまいります。今の大きな状況を鑑みたところですね、143万円ということの補正でいけるだろうというふうに提出させてもらうものでございます。

全体的な有害鳥獣の状況でございますが、先程議員ご質問いただきました被害は減っているかどうか、その辺の認識はということでございます。こちらにおきましては、今現状の状態で言いますと、捕獲頭数におきましても今のようにはほぼ変わらないところでございますので、被害報告もですね、あまり減っているような状況はないのではないかとというふうに考えております。ただですね、メッシュ柵、それから捕獲もですね、担当課としては、昨年度、本年度引き続きですね、重点的には行っております。というなかで、今後更に増えていくということはないようにですね、ないとは言いませんが、ないように努めてまいりたいというところでございます。

続きまして、同じページのですね、農林業振興対策補助金250万円の増でございます。こちらはですね、基盤整備の関係のですね、工事等やられた場合にですね、単町で補助しているものでございます。内容といたしましては、主にですね、水路の補修、それから農地の小規模な災害。そういったものを主に工事をされた場合にですね、補助しております。現在ですね、もう既に8件程度の問い合わせ等がですね、できればやりたいという話を聞いておりますので、今のところは当然、予算の範囲内で進めておりますが、そういったところもございまして、今後できるだけそういったことには対応してまいりたいということで250万円の補正を行うものでございます。

それから次のページ多面的機能支払交付金が減になっているところというところでございます。こちらにつきましては、主な理由といたしましては多面的機能支払の制度であります、失礼いたしました。多面的支払いのですね、交付

率がですね、通常当初予算では 100%いただけるものとしてそういった交付を考えておりますが、実際はですね、国から県、県から市町というふうに予算の範囲内で割り振られる関係で、概ね 90%の交付率になったということがありますので、それに伴いまして減額になったというのが主な減額理由でございます。

その下のですね、森林経営管理事業、こちらはですね、森林環境譲与税、こちらをですね、使いまして事業を行っているものでございます。このたび森林環境譲与税のほうで予算書の 13 ページでございますが、歳入 325 万 1000 円、こちらのほうが国からですね、このたび増額をするということが県を通じてありまして、こちらのほうに伴いまして事業を少し拡大したいということで、事業費のほうをですね、

▼【矢山議員：「内容について」】

失礼しました。内容はですね、この管理事業、町内の山林をですね、間伐、除伐等の施業を行っているものでございます。令和 3 年度におきましては東神崎を中心にですね、事業を行っております。やはりいきなり全然よそというよりもですね、そういった関連の地域をですね、引き続き、そういった施業を行っていききたいと考えておりますので、まずはここを中心にですね、広げてまいりたいといったような事業でございます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） それでは私のほうから 33 ページについてお答えさせていただきます。最初に住民税均等割のみ課税世帯価格高騰緊急支援給付金についてのスケジュール的なところをお答えさせていただきます。こちらのほうにつきましては、今あります電力、ガス、食料品等の価格高騰によりまして、令和 4 年度において住民税均等割のみ課税されている世帯に対して町独自の支援策として支給するものでございます。

給付のスケジュールにつきましては、まず対象者等を抽出するためにシステム改修をさせていただきます。システム改修修了後、支給対象者には可能な限り早い段階で確認書を送付させていただきます。その確認書を提出していただきましたら、こちらのほうで内容を確認させていただきます。指定口座のほ

うに速やかに振り込みをさせていただくこととしております。

次に自立支援給付扶助の 5541 万 5000 円の内容についてでございます。こちらのほうは自立支援給付のサービスについてでございます。主な理由といたしましては、居宅介護、生活介護、共同生活援助、就労継続支援 B 型によります利用者が当初見込んでおりましたより増加したことによるものでございます。また令和 4 年 10 月より自立支援給付のベースアップ加算が加わっておりますので、そちらのほうも増加しておりますので、トータル増額となっております。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは子育て支援課から 35 ページの世羅町子育て世帯臨時特別給付金についてスケジュール併せて説明をいたします。この世羅町子育て世帯臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、その影響を受けている子育て世帯を支援する観点から高校生相当までの子どもさんがおられる世帯に臨時特別給付金を支給するものでございます。対象者につきましては、令和 4 年 8 月 31 日を基準日といたしまして基準日に世羅町に在住される児童で平成 16 年 4 月 2 日から令和 5 年 3 月 31 日までに生まれた子どもさんの養育者としております。給付額につきましては児童 1 人あたり 5 万円と予定をしております。支給方法と給付スケジュールでございますが、給付にあたりましては申請が必要な方と必要でない方がいらっしゃいます。まず申請が必要でない方につきましてはまず個別に案内をしまして、それから口座の変更等ないことを確認した後に早急に支給をしたいと考えておりますので、来年の 1 月末までには支給を考えております。そして申請が必要な方につきましては、これは基準日以降に生まれた方、それから公務員の方、それから高校生相当のみを養育をされている方を対象としておりますので、3 月末まで申請を受付けて、最終 5 月末までの予定で支給をする計画にしております。

この給付に関しましては該当の方へは個別に案内をするわけでございますが、町のホームページとか、SNS を通して、広く町外の方へも知っていただきまして、世羅町の取組みを知っていただき、世羅町で子育てをしたいと思っ

ていただけるきっかけになればと考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 51ページの道路新設改良費のマイナス540万円に関わってお尋ねしたいと思うんですが、当初予定しておったものが、その他也減っておるということでできなかったのかなというように思うんですが、当初計画と補正後の計画をお尋ねをします。

教育関係で57ページの設計業務で1500万円ほど減になっているわけですが、この経緯がどのようにしておるのか。

最後67ページの公債費312万円の減と利子の188万円の減。当初の予定でかなり減になっているわけですが減の理由。

これらと併せて一番最初にちょっと発言をした年度内に一定に不足するものを基金で対応するというのは財源確保するためやむを得んわけですが、できるだけ当初予算に計上してですね、事業執行をしていくという考え方に、国のほうでも予備費をかなり多くとった補正が可決されたのかもしれませんが、そういう点ではですね、今後計画的な財政運営をしていくという点では、当初から必要なら基金を取り崩してある程度のごことは、必要なことはやらないけんのですが、やるんだという考え方、また長期的に見た場合に多少の起債が増えることは事業の内容によっては必要なんですが、できるだけ残高が増えないことが財政運営上望ましいわけなんでそうした観点からいうと、大きく新しく、主だった点は先程来聞いておるわけですが、増えるということじゃないんですが、そこら辺の交付税等の補正も挙げていませんから見込みないかもしれませんが、いろんな今後の状況を見通しながらですね、3か月余りの財政運営をやるべきじゃないかということで考えがあればお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 建設課から51ページの道路新設改良費の減額についてお答えいたします。道路新設改良費の減額につきましては、工事請負費、それから測量設計委託の入札執行残によるもの。また補償費、こちら電柱移転につきまして施設管理者との協議により移転が不用となったもの。移転先等の

選定によりですね、移転費用が縮減されたものによる減額でございまして、道路改良の計画につきましても当初、補正とも変わりなく、当初計画どおり執行をしておるところでございます。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは 57 ページ、ご指摘のありました教育総務費の中の委託料というところでございます。先程財政課長から少し概略等もご説明させていただいたところでございますが、この設計業務の 1500 万円の不用見込み額というところでございますが、当初はですね、給食センターに関わるモニタリングの業務というところで 4 年等見据えた 3300 万円、これを計上していたところでございます。このたびの契約を持ってですね、令和 4 年度、今年度中には 1800 万円の使用見込であるということがわかりましたので、残った 1500 万円、これを不用見込額として挙げさせていただいているということでございます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは 67 ページの公債費元金及び利子の減額の理由についてお答えいたします。元金につきましては 312 万 9000 円、償還金につきましては 188 万 6000 円の減額を今回お願いしているものでございます。元金については当初予算につきましては昨年の 12 月時点の借入予想を基に当初予算を組んでおります。その後の当初予算編成状況、それから 3 年度の借入の状況等によりまして、借入額自体が当初見込んでいたより減額したということで、今年度、4 年度においての元金償還自体が減っているというものでございます。利子につきましても同様の理由。それから借入利率が想定より低かったというもの。それから利率見直し等で、利率が安くなっている。そのような状況で利子につきましては 180 万円程度減額をさせていただくものでございます。

それから最後の質問、財政調整基金のことでよろしいのでしょうか。

▼【矢山議員：「(聞き取れない)」】

では 19 ページの財政調整基金 7000 万円今回増額をお願いしているものでござ

ざいます。財政調整基金につきましては当初予算におきまして、3億6300万円の取崩しを計上させていただいておりました。その後の補正、今回までの補正です、総額1900万円取崩しが増額となりまして、今回の12月補正後の取崩しの額、予算額につきましては、3億8200万円となっております。この取崩し額等を基に4年度末のですね、財政調整基金の残高を試算してみますと21億円余り位の残高が出ると見込んでおります。

常々これまでも申しておりますが、緊急時の対応等で財調は最低でも20億円程度は確保しておきたいということで財政運営を行っているものでございます。今年度末についても、今のところ21億円程度は残高が見込めるものということで最低限あればいいというものではございませんが、そういったなかで財政運営ができると見込んでおります。議員おっしゃられますとおり、当初の予算だけで1年間、行政サービス等の執行をしていけば一番いいとは思いません。

ただその時々ですね、社会情勢、経済情勢、それから国の制度改正、更には災害復旧等、そういった臨時的な要素というものはどうしても出てきます。このため補正予算を組ませていただくということはやむを得ないものというふうに考えております。今回の7000万円につきましても、一部は、今回の物価高騰等の対策の経費に充てる財源として組ませていただいております。この後ですね、交付税の補正がないのかというようなお話しもいただきましたが、国においては先週ですね、国会におきまして補正予算が通りまして、今後また通知があらうかと思いますが、恐らく普通交付税等の追加交付等も見込まれております。額についてはまだはっきりしておりませんので、今回計上してはおりませんが、3月補正等で適切に計上させていただきたいと思っております。また今回は増額等の補正ということで提案させていただいておりますが、勿論ですね、執行状況を見込んで、しっかりですね、執行残等につきましては、今後の精査により3月補正で不用額がたくさん出ないように減額をさせていただくように取組みをさせていただこうと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 1点ほどお尋ねします。地方債の補正8ページの過疎対策事業費では840万円の減額と、そういう補正をされております。恐らくこれはハード事業に関わることだろうとみまして、歳出のほうの50ページ道路新設改良費をみますと、やはり財源内訳の中で840万円の減額がされております。恐らくこのことだろうと思うんですが、この道路新設改良というのはどのような状況において減額に至ったのか。そのことについてですね、たとえば、差し支えがなかったら路線名、そういったところも説明を願えばいいと思うんですが。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。8ページ地方債の補正におきます過疎対策事業、補正前が4億2840万円、補正後が4億2000万円ということで840万円の減額を今回、させていただくものでございます。この内容につきましては、ハード事業ということで、議員おっしゃられますとおり、道路改良にかかります過疎債の減額でございます。今回この840万円にかかる、増減にかかるですね、影響が出ている路線につきましては町道の国久線、宗政良谷線、町道大田道線、妙見1号線、井折本線、この5路線におきまして増減が動きがございまして、総額840万円の減額というふうに計上させていただいたものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 2点お伺いいたします。減額になっているもので、61ページの中学校海外研修補助金、これ3年目になりますかね。毎年度計上はしておりますけれども、このコロナの関係で中止にならざるを得ないと。近くの市町で聞いたところ、元の学校教育課長が自分のところでもこういった取組みをということで、今年度やられているような話も聞いております。今後の、この減額は致し方ないとは思いますが、次期に向けた意気込みと言いますか、今後も続けていくのか。たぶん教育長が姉妹校の契約をされて結構経つと思います。是非ともこれまで培ってきたハワイ州との繋がり、広島県はもと

より県人会もそうですが、広島が一番ハワイ州との繋がりが大きいのはご存じだと思います。そのなかでも一部ではございますけど、これまで世羅町も教育委員会がこうして繋がりを深めてきたことにより世羅町の評判非常にいいというのを聞いております。是非ともこれを絶やさないように、引き続き、来年度以降もそういった考え、減額にはなっておりますけれども、一部そこをお聞かせ願いたい。

ちょっと戻りますけれども、31 ページ報償費の 300 万円の減額がされております。マイナンバーカード普及促進事業。確かこれは全協で課長より今、広島県 23 市町で世羅町は最下位なんだと。非常にこれ以上下はないと。上を目指してということで、しかしながら国のペイペイでの支援があります。これが切れることによって 5,000 ですか。世羅町で 5,000 円、これを継続して 600 人をたぶん充てたのかなと思いますけれども、何とか最下位脱出に向けて、日々課長も町民課を代表してパソコンのあるところへ毎日出向いて頑張られているのはお見受けしております。しかし 300 万円減額されるということは一定の成果が出たということなのか。これ確か国の分も延長になりましたよね。来年。それをみて現在は世羅町がそれにプラスしてまでも出す必要がないと判断をしての減額なのか。現状も踏まえてご答弁いただきたいと思います。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは 61 ページの中学校の海外研修のことについてお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、ここ数年来コロナの関係で時計の針が止まっていたことはご承知のとおりです。是非ともですね、来年度以降は時計の針を進めていきたいという意気込みでやっていきたいと思っております。ただたいへん申し訳ないのはですね、他市町の動向というところで課長同士の連携をする中でどういったことまで今、できるのか、こういったことは改めて情報収集等、引き続き行っていきます。

また、おっしゃっていただきましたハワイ州のニューバレー校との契約と申しますか、姉妹校提携でございますが、今年令和 4 年 9 月 1 日にですね、更に 3 年間延ばしておりますので、これを併せて引き続きより良い連携をさせていただくとともに、本町では子ども達に英語資格検定に関わる補助等しております。

す。まずもってここからですね、国際化というものを考えたときに、やはり英語についてはコミュニケーション、アウトプット能力を、引き続き伸ばしていきたいというふうに思っておりますので、お知りおきいただきたいと思っております。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは補正予算書 31 ページ報償費のマイナンバーカード普及促進事業 300 万円の減でございます。これにつきましては、国のマイナポイント事業、これが当初 9 月末というものが期限で実施をされておりました。10 月以降はマイナンバーカードを申請し、交付を受けても何も特典がないと、そういう状況が見込まれる。そのとき世羅町のマイナンバーカード交付率は先程ご指摘あったように県内最下位という状況がございました。そういうなかであって世羅町の独自支援というものを実施するなかで世羅町の交付率を上げていこうということで 9 月の補正予算に提案し、ご承認をいただいたものでございます。

国のこのマイナポイント事業が 9 月末から 12 月末まで延長をされました。この間の、3 か月間につきましては国のマイナポイント支援事業があるということで、今回この 300 万円の減につきましては 12 月末までの国のマイナポイント延長に伴って、3 か月程の部分を減ずるものでございます。当町の状況におきましては 11 月末時点におきまして、現在マイナンバーカード交付率は 54.3% と非常に伸びております。県内最下位というところも脱出をして 23 市町中 21 位という状況でございます。少し笑顔も見られるところでございますけれども、全国のマイナンバーカード交付率、これは 53.9% となっております。全国の平均値よりも現在、上回っている状況でございます。引き続きマイナンバーカードの普及促進には努めてまいりますけれども、残った残額部分の独自支援、これを実施するか否かにつきましては、当町のマイナンバーカード交付率の状況の推移を注視しながらですね、適切に判断してまいりたい。そのように考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは1点ほどお尋ねをいたします。27ページ自治センター費で備品購入費、情報通信機器549万3000円、これはどこの自治センターか。全部かもしれませんが、その内容についてお尋ねをいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 2番 上羽場議員のご質問にお答えいたします。補正予算書27ページ自治センター費の備品購入費の情報通信機器でございます。これにつきましては、平成28年度のパソコンを現在も使っておられるということで昨今のこのコロナ情勢を踏まえてWeb会議に対応ができる、スペックの高いパソコンをですね、しっかりと使っていただいて、このコロナ禍で対応していただくということでございます。

中身といたしましては、まずパソコンが12自治センターで、センター長とスタッフさんそれぞれ1台ずつで24台。大田の自治センターにおかれましては自治センター長及びスタッフの方2名いらっしゃいますので、ここが3台、合計で27台。これと合わせまして、ハードディスクを13自治センターそれぞれ1台ずつを購入をさせていただく予定としております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 3点お伺いしたいと思います。37ページ 在宅子育て支援事業費の委託料、子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業、額は小さいんですけど、これを何名を対象にした予算でしょうか。一般質問でも出ましたけれど再度確認したいと思います。

次に59ページ、小学校費の学校管理費、会計年度任用職員の減額が870万余りあります。特別支援を要する生徒さんの指導という意味で会計年度任用職員を採用と思いますが、減額になった理由、何名減ったのか。これによって減っても当初の教育水準が維持されたのか、どうか。このあたりを確認したいと思います。

そして最後に 10 ページ、款で言いましたら教育費、当初 7 億 6600 万余の補正前の額が減額されたわけですが、この予算で教育行政がきちっとできたのかどうか、教育長に最後の答弁をいただきたいと思います。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは藤井議員お尋ねの補正予算書 37 ページの子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業の内訳でございます。1 月から 3 月まで試行的に事業を進めてまいりたいと考えておるわけですが、1 か月あたり人数ではございませんで、3 件を 4 週として回数とすれば 12 回を予定しております。単価としては 3,000 円になりますので、1 回あたり 3,000 円ということで 12 回をかけまして 1 か月当たり 3 万 6000 円を予定しておりまして、3 か月分で 10 万 8000 円と予定しております。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは藤井議員お尋ねのところでは 59 ページの小学校費に関わります会計年度任用職員に関わっての減額というところということでお答えさせていただきたいと思います。

本町においてはですね、4 月当初 27 名の会計年度任用職員の採用を考えておりましたが、年度中途含めて 24 名。3 名の今、減といったところでございます。そういったところでの減額というところになってはいますが、一番やはり教育の中で大事なものは、議員まさにおっしゃるとおり教育水準の維持というところだろうと考えております。この会計年度任用職員においては、事務職、介助員、教育補助員と内訳がされています。そのうち今、足りてないのは教育補助員、いわゆる教育職員免許状が必要なもの、必要とされている方というところになります。そういったところではなかなか人が見つからないというのがありますが、やはり学校としては必要としている者であることはまちがいないと思っています。ただ先程の教育水準の維持というところではいきますと、個別対応というところが主たるところになりますので、その方が絶対ないと水準が保てないかというわけではございません。よりよい水準を上げていくということをお考えたときに、この教育補助員の方が是非、いらっしゃれば非常にあり

がたいというふうな認識でございます。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） それでは藤井議員のご質問にお答えをいたします。

この教育費の総額がいかにかというところでございますが、ことばをいろいろと選ぶところがございますけれども、非常に本町の財政事情が厳しいという部分につきましては十分認識をしているところでございます。そういうなかでこの教育費のほうには本当に予算を捻出していただきまして、充当していただいているということは教育行政を預かる者としていたしまして感謝の念でいっぱいでございます。先程来出ております特別支援教育を一例にとってみますと、これ確かな数字を持ち合わせておりませんが、たとえば、県内9町におきまして、特別支援学級への入級率でございます。これ、小中ともに平均が3.56%位であったかと思えます。それに対して、本町は9.6から7くらいの入級率でございます。これは何を意味するものかと言いますと、早期に発見をし、早期に対応し、療育支援を進めているという、非常に教育の面で充実したひとつの形ではないかというふうに捉えております。こういうなかでいただいた財源をですね、有効に活用し、そして子ども達を育ててまいると、このように思っているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先程1点と申し上げましたけれども、ちょっと忘れておりました。教育費の59ページ、それと61ページであります。まず59ページのほうの上の段の自動車賃借料、この107万1000円ですか。それと下の段の小学校費の中での自動車賃借料104万8000円。これ、前にプラスバンドの中国大会への出場、そのときに自動車がなかなか準備できないというようなことを申し上げたと思うんですが、結局はしていただいたようですけども、ホロの車で楽器がたいへん濡れて困ったということを知っております。そのときに予算的にどうこうという話が最初に聞いたようですけど、ここではこうやって使っていないわけです。その辺のことの説明をお伺いします。

そして 61 ページの真ん中どころの中学校選手派遣費補助金 200 万円ですね、この内容を少しお尋ねします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは上羽場議員のご質問に答えさせていただきます。まず 59 ページにあります上段部分の自動車賃借料、併せて中段にあります自動車賃借料、これにつきましては、特色ある学校づくりとあって、各学校ごとでやられている行事というかですね、そういったことへのバス代における入札執行残額でございます。併せて真ん中にある小学校に関わっての、小学校独自のですね、社会見学であったり、さまざまな行事がありますが、そういった部分の入札執行残額というところでございます。

先程来言っていたおりました 61 ページにある中学校選手派遣、このたび非常に嬉しいことに世羅中学校の吹奏楽部が中国大会に行ったということがございました。それに関わって補助金を出したのが 200 万余りというところで、ここで補助させていただいているということになります。ただ吹奏楽のみならずですね、昨年度までコロナで中止となった大会等が開催されたということもあってですね、上につながる大会において微量ではありますが、そのなかに一緒に入っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 64 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号）

は 原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 65 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 14 ページをお開きください。

議案第 65 号

令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由の説明でございます。

歳入歳出それぞれ 6,783 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,742,753 千円とするものでございます。

歳入は、県支出金 4,387 千円、繰入金 381 千円、諸収入 2,009 千円、国庫支出金 6 千円を増額し、歳出は、総務費 354 千円、保険給付費 360 千円、予備費 6,069 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） これは何の時でしたか、県の会計状況についてお尋ねしました。あれで十分納得いただいたというように課長は思っておられるかもしれませんが、9 ページの普通交付金 438 万 7000 円、どういう形で年度末近く

なって交付をされたのか。

それからその下の保険基盤安定繰入金、これについて同じように一般会計から繰り入れをするということですが、いろいろ聞いたので正確に記憶しておりませんが、これは該当するかしらないか知りませんが、一定の繰入れはしとるように課長答弁されたと思うんですが、義務的なものを除いてですね、これらの保険税軽減分という中に入るんか入らんのか十分わかりませんが、小学校へ入るまでの均等割りをどうとかいうのを答弁されたと思うんです。それであるとすれば、何人ぐらい、1人当たりいくらなのか。

13 ページで葬祭費ということで36万円補正をされるということですが、どういう状況になっておるか。簡単でいいですが、傾向としてかなり亡くなる方が多いんじゃないかというように思います。つい最近のことはわからないとしても、コロナで直接亡くなるという人はあまり多くないのかもしれませんが、コロナが原因で他の持病が悪化をして亡くなるというのものもあるんじゃないかと。かなり血管、そのほかの身体全体にダメージを大きく与えるという、若い人は体力があって回復するのかもしれませんが、そういう点についてどのような認識を持っておられるか。補正の内容と併せてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは9ページの普通交付金438万7000円の補正についてでございます。まず普通交付金の内容でございますが、このうち36万円は葬祭費となっております。残りの金額につきましては特定健康診査の費用分として交付申請をした結果、交付決定を受けたもので、当初見込みとの差額を増額補正をさせていただくものでございます。

保険基盤安定の繰入金につきましては、5割軽減の対象者数が前年度と比較し増加をしてきております。また7割、2割軽減の対象者数は減少してきておりますので、それぞれ算出をし、算出した額で交付申請を行った結果、今回補正予算で計上させていただいております。

未就学のお子さんの均等割りの関係でございますが、これは3節に未就学児均等割保険税繰入金、補正額としては8万9000円の減額とさせていただいており、人数的には当初69人を見込んでおりましたが、64人で交付申請をさせ

ていただいたため減額となっております。ひとり当たりは均等割りの5割の軽減となります。

13ページの葬祭費の状況、また傾向でございます。当初予算は過去3年平均から20件分を予算計上をしておりました。10月末までに16件を支出しております。月2、3人の支給申請がございますので、12件分を今回増額補正をさせていただいております。今年度が特別多いという状況ではございませんが、過去3年の平均ということで、令和3年度が14件とかなり少なかったこともございまして、今回ちょっと増額補正をさせていただいております。

傾向でございますが、死因別でみますと、やはり疾病別では新生物が約4割を占めておりまして、その他は循環器系、心疾患とか脳血管疾患、呼吸器系とかと続いております。例年と同じ状況で年代別でも60代、70代の方が多くなっております。コロナの関係で死因としてのコロナが原因というところはわかりませんが、コロナは確かにかかれてそのときもかなり重症ということもありますし、療養期間を終えてもまた後遺症で苦しんでいる方もいらっしゃるという状況は認識をしております。できる限りのフォローはしていきたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 8ページ、9ページについてお尋ねをします。一般会計からの繰入金38万1000円ですが、次の6節までの配分が示されております。この38万1000円が1節から6節までの節の中でどのような収支バランスで配分されているのかお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 一般会計からの繰入38万1000円でございますが、これはすべて法定繰入となっております。内容としましては、保険基盤安定の繰入金、保険税軽減分と、支援制度分、そして未就学児、先程もありましたが未就学児の保険税の軽減分。これら3つと職員給与費の繰入金、最後に財政安定化支援事業の繰入金、178万4000円の減額となっております。この減

額につきましては地方交付税措置で決定してくるものでございます。保険料の負担能力や年齢構成差などに対し地方交付税で措置をされているものでございますので、その額で減額補正をさせていただいております。トータルで31万8000円の増額とさせていただきました。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 私がお尋ねしたのはですね、1節から6節まででどの節にたとえば減額補正が、たとえば2節の30万8000円、それはたとえば5万円の繰入金を充当したために、実際はもっと多いのが30万8000円になりましたよと。あるいは給与費等の繰入金の中にたとえば35万4000円、38万1000円のうち35万4000円を貼りつけておりますというふうな説明をいただきたいんです。

○議長（米重典子） 38万1000円の内訳は今、ここに示されております。

▼【久保議員：「(聞き取れない)」】

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 失礼いたしました。保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、歳出で言いますと事業費納付金医療分、後期分、介護分にそれぞれ充当をさせていただいております。

2節の保険基盤安定繰入金、保険者支援制度分も同じく事業費納付金の財源として県に納付すべきところでございますので、そちらで調整をさせていただいております。

3節の未就学児均等割り保険税繰入金につきましても、事業費納付金の医療分と後期分、この2つに充当をしております。職員給与費等繰入金は、一般管理費職員給与に対する繰入とさせていただいております。

6節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、この額すべてを事業費納付金医療分、3、1、1で県のほうにすべて納付することとなっておりますので、そちらの財源として調整をさせていただいております。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 私が質問しているのは、38 万 1000 円を節ごとにいくら貼り付けたために、たとえばこれだけの減額になったと。これだけの増額になったと。要するにたとえば、35 万 4000 円の内、35 万 4000 円は繰入金を充てていますと。それから 1 番の 220 万 8000 円の中にたとえば 2 万 7000 円を貼り付けているために、それだけの内容だという説明をいただきたい。内容をそれぞれの節にね、38 万 1000 円をどのように貼り付けているのかという質問をしておる。

○議長（米重典子） 久保議員、今のご質問、38 万 1000 円補正額ですけれども、それはこの節を言われましたけれども、それを集計したものの金額ということでもありますので、それとはまた違うことですか。

▼【久保議員：「違うんですよ。その節へどのような配分で貼り付けているかということを知っているんです。」】

○議長（米重典子） 38 万 1000 円がどのように配分されているかと。

▼【久保議員：「歳入へ 38 万 1000 円入っておる。歳出へどのように配分しているかと。」】

○議長（米重典子） ここで昼休憩にさせていただきますよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では再開を午後 1 時といたします。

-----  
休 憩 1 2 時 0 0 分

再 開 1 3 時 0 0 分  
-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前の 10 番久保正道議員の質疑に対する答弁を許します。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。先程一般会計繰入金 38 万 1000 円の説明が不足をしておりました。たいへん失礼いたしました。

8 ページの一般会計繰入金 38 万 1000 円の内訳でございます。その内まず 4 節の職員給与費等繰入金、こちら 35 万 4000 円は 12 ページでございます総務

費、そちらの一般財源として充当をさせていただいております。38万1000円との差額2万7000円につきましては、7ページをお開きいただいて、歳出の3款国民健康保険事業費納付金、こちらのその他特定財源として充当をさせていただいております。この2万7000円の内訳でございますが、12ページの3、1、1一般被保険者医療給付費分の事業費納付金でございますが、こちらにマイナス46万5000円、3、2、1後期高齢者支援金分に41万4000円、3、3、1の介護納付金、こちらに7万8000円。これらすべてを合計したものが2万7000円となっております。

12ページの3、1、1のマイナス46万5000円につきましては、9ページでいう一般会計繰入金の1節保険税軽減分が160万9000円、2節マイナス22万7000円、3節マイナス6万3000円、5節マイナス178万4000円。この4つを足したものがマイナス46万5000円となっております。

14ページの後期高齢者支援金分の繰入金41万4000円につきましては、9ページの1節のうち52万6000円、2節のうちマイナス8万6000円、3節のうちマイナス2万6000円。この3つを足したものが41万4000円となっております。

最後に3、3、1介護納付金14ページの介護納付金でございますが、こちら7万8000円となっております。これにつきましては、1節のうち7万3000円、2節のうち5,000円、この2つの合計が7万8000円となっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 65 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 66 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 15 ページをお開きください。

議案第 66 号

令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 9,196 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 562,120 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 6,659 千円、繰入金 2,537 千円を減額し、歳出は、総務費 776 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 8,420 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 主に 2 点。歳入の 7 ページのマイナス 665 万 9000 円とその次のページの後期高齢者医療広域連合納付金の 665 万円の減に関わってお

尋ねたいと思います。

10月から2割負担がこれまでの1割だったものが2割になるということで、非常に今後の後期高齢者の医療が安心して受けられるのかということが心配されますが、ここで保険料の減の理由とそれから連合の会計状況による面もあるかもしれませんが、基本的にはやはり後期高齢者の医療の動向がかなり影響するのではないかと思います。保険料納付について減っておるわけですが、加入者が減っているという点があるのか知りませんが、この点の動向、それから先程触れました後期高齢者の医療の動向を併せてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。7ページの後期高齢者医療保険料の665万9000円の減額と、10ページの後期高齢者医療広域連合納付金の665万9000円の減額についてでございます。

令和4年8月末時点の年間保険料額と令和3年度実績における年度末までの伸び率などから令和4年度の年間保険料額を見込んで算出がされております。その結果減額となるものでございます。

医療費の状況につきましては世羅町の1人当たり医療費は令和2年度が約86万円と減少しておりましたが、令和3年度が約88万円という状況でございます。県全体におきましても約102万円だったものが約105万円と令和元年度並みに戻ってきており、コロナによる受診控えがあったものが減少してきていることも影響しているものと思われれます。今後も例年並みかそれを上回る医療費が予想をされております。被保険者数の状況につきましては令和3年度の平均で世羅町は3,690人、全人口に占める割合が約24%という状況でございます。令和4年8月末現在では3,741人と増加をしてきており、全人口に占める割合も24.7%と上昇傾向でございます。広島県全体でも増加傾向でございます。

2割負担のほうを導入がされておりますが、10月から1割から2割に変更となった方は県全体で約21%、世羅町は全体の約13%、489の方が2割負担に変更になっております。窓口負担、また保険料の負担というものは被保険者にとって大きな負担となっていることは認識をしておりますので、今後も広域連合と町と連携をし、後発の医薬品差額通知や保健事業に取り組んでまいりたいと

考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまでも繰り返しお尋ねしておるので、重ならないようにという思いでお尋ねしておるんですが、増加傾向にあるという答弁でありましたが、平均寿命がどのようになっておるかわかりませんが人生100年時代ということになると、75歳から25年あまり頑張らんといけんということで、そういう状況になかなかならんのではないかというようには思うわけですが、そうは言っても今の会計の将来を考えた場合に、国としたらできるだけ出す金を少なくして、加入者の負担を引き上げていく。保険料を引き上げていくという方向にすぐ来年、再来年で上がるということではありませんが、そういう傾向にあるわけですから、どうこれらの負担の大幅な引き上げを抑えながらお年寄りの皆さんが安心して医療が受けられるようにしなくちゃならんわけですが、そういう点では当初予算より減って良かったということばかりではないし、1人当たりの医療費等が後期高齢者になって平均的にかなり増えてくるわけで、医療費が増加するなかで予定をしておったよりちょっと減ったということではないかと思うんですが、これらの今後の動向と併せて今年度、令和4年度の決算に向けてただいまの補正でやりくりができるというように認識をされておるんだと思うんですがこれらの考え方をお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。医療費の状況につきましては、先程申し上げたとおり、上昇傾向にもございます。被保険者数のほうも増加をしてくれておりますので、負担のほうも増えていくものと見込んでおります。それにもましてコロナの影響を受けた方、また物価高騰で更に負担感のほうも増してきていると思っておりますが、そういった面も含めまして、後期高齢者医療に限らず、国民健康保険も含め、国の財政支援のほうも拡充がされるように要望のほうも続けてまいりたいと考えておりますし、健診などで早期発見、早期治療をしていただき、必要な医療は早めに受診をいただいて、医療費の適正化を図りつつしっかりと健診、受診についても周知啓発を図ってまいりたいと

思います。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 一定の考え方を答弁いただいたんですが、今後心配をされるいろんな状況に対してきちんとした安心を図っていくという姿勢、一般質問の中でも申し上げましたが、不十分な後期高齢者だけではありませんが、年寄りの対策を削って少子化対策を優先をしていくというような考え方では老後安心して生活ができないということを申し上げてこの予算についてはそれぞれ確定したものを提案されておるんだらうというように思いますが、やはり1回目の質問でも聞いたと思うんですが、お年寄りの方々の傾向ですよね、病気の傾向、こうしたことを考えながら対応していただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（米重典子） 補正予算としての質問でよろしいですね。

▼【矢山議員：「はい」】

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。医療費の状況、また後期高齢者の方の負担の状況、保険料や窓口負担、そういった状況をしっかりと現状のほう把握しながら、後期高齢者医療広域連合と連携し今後も取組んでまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 でございます。

したがって、議案第 66 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 67 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 16 ページをお開きください。

議案第 67 号

令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,985 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,709,067 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 88 千円を増額し、支払基金交付金 165 千円、県支出金 317 千円、繰入金 1,591 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 484 千円、諸支出金 141 千円を増額し、地域支援事業費 2,610 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 13ページの保険給付費に関わってお尋ねしたいと思うんですが、傾向として介護が必要になって施設へ入所したいという人が増加傾向にあるんじゃないかと思うんですが、そういうなかで480万円の減と、利用状況がどのようになっているのか。

それから高額介護サービスについては250万円の増ですが、本来医療費を削減をするということで介護保険制度が作られて、いろいろと制度出発当初に比べて改悪を続けられて、施設等の入所希望に対してなかなか入所ができないという状況も依然として続いている状況ですが、ここで250万円の増についてその状況、そして最後に次のページ16ページの200万9000円、地域包括支援事業で、これまで介護保険の中で提供されていたサービスが自治体の責任で行うということになっていく傾向にあるわけですが、計上されているものは人件費がほとんどのように見受けられるわけですが、これらのサービスも非常に重要なサービスであるというように思うわけですが、状況について併せてお尋ねします。

○議長（米重典子） 今の200万9000円の減額は、17ページの200万9000円ですか。

▼【矢山議員：「16ページです」】

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず13ページの福祉介護サービス給付費480万円の減でございます。保険給付費全体につきまして令和3年度の実績や令和4年度の4月から9月までの給付状況等をみながら今回、補正の増減をさせていただきました。そのなかで施設介護ということで待機者がいるのではないかとということでもございましたけども、このなかの内訳といたしまして特別養護老人ホームに関しましては、当初見込んでいた件数と大きく変化はございません。そのほか介護医療院につきましては、当初見込んでいた件数より減っておりますので、その部分を減額させていただくというものでございます。

それと次の15ページ高額介護サービス費でございます。こちらの状況についてでございますけども、高額サービス費につきましては、本来自己負担額の

合計額が所得に応じて区分されて上限額が定められております。その上限額を超えた部分を介護保険のほうから対象者の方に給付するというものでございます。こちら前年度の状況と今年度の9月までの状況を確認をさせていただきますと、今年が100件近く増えているという状況になっておりますので、今回増額補正するというものでございます。

それと16ページの地域支援事業費の1の一般管理費の200万9000円の減でございますけども、こちらのほうは会計年度任用職員さんの報酬の2万円の増と、職員にあたる給与、職員手当等の減額となっているものでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 111万円が減って会計年度任用職員の報酬が2万円増えたというのはですね、財政課長が時間をかけて読んだわけですから、それで私の質問に答えたということにはならんんじゃないですか。これ見ればわかるわけでしょ。言わんとすることはですね、このことによって十分な包括的支援事業ができていないか、できていないかというところが重要なんですよね。前の問題はあまり繰り返したくないんですが、一定の額負担額を超えた人に対して所得に応じて高額介護として出すものが前年比100件近く増えた。1件あたりで言えばどうなんか知りませんが、2万円か3万円増えたということになるんだろうと思うんですが、これもですね、最終補正をするにあたって、今年度の動向等を加味して決定をされたというのはわかりますがね、ただちょっと足りそうにないので増やせばいいというものではないんじゃないかということですね、どのような方々の介護サービスについて、高額介護サービスの、当然介護度が高い人が増えているんだろうとは思いますがね、そこをきちっと答弁をいただきたいんですよ。

それから特養について変化はないということですが、入所を希望される人がね、入所できないということでいくらかかるのか十分に把握をしておりませんが、やむを得ず有料老人ホーム等へ入所される人もどの程度かわかりませんがあるわけですから、そうした4、5、3以上じゃないと入れないんですかね。そこをね、十分に把握をされて、認定を受けん人は入られんのはしょうがないにしても、認定を受けた方の、特に家でめんどろをみる人がおられればね、そ

これは多少待ってくださいというか、自宅でも介護はできるかもしれませんが、介護者がいない人についてはですね、きちんと対応する必要があるのではないかとということでお聞きしとるんですよ。480万円ほど予算より減ったから良かったという発想ではいけないよということと言よるんですからね、そこはどのような認識を持っておられるんですか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） まず最初に地域支援事業費の一般管理費で職員のほうが111万7000円減となっております。こちらのほうはですね、職員のほうが1名減になった関係でございます。減になったからということで包括支援事業のほうは十分実施できてないということはございません。計画に則って包括的地域支援事業のほうは実施させていただいております。

また併せて施設介護サービス費のほうでございますけども、今、議員おっしゃられましたとおり、特別養護老人ホームのほうは介護3以上の方が入所するというものでございます。毎年施設の入所申し込み状況をですね、調査をさせていただいております。そのなかで在宅での生活をされている方、また在宅以外で介護老人保健施設のほうへ入所されておられたり、有料老人ホームのほうへ入所という状況になっております。全体的にみますと、在宅で待機されている方は約26%、在宅以外で待機を待たれている方が74%という状況になっております。

特に在宅の場合は介護3の認定を受けられている方がほとんどという状況でございます。介護4、介護5になりますとやはり施設等、ほかの施設のほうで待たれている状況でございます。

給付費のほうなんですけども、こちらのほうは全体の介護給付費をみさせていただいておりますし、第8期の計画に基づいてですね、給付費のほうも今現在どのような状況なのかというところも計画に沿って見ております。認定者のほうはですね、前年度等も比べてですね、そんな大きな変化はございません。昨今コロナの関係で昨年度は特に介護予防事業のほうは実施できてないという状況がございました。それに併せて軽度の認定者が増えたという状況もみられたんですけども、今みると大きな差はございません。それによって軽度の人のサ

ービス費のほうが増えつつあるという状況ではございます。全体的に給付費のほうも動向を見ながら事業のほうは実施させていただいております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 3回しかできないので、再質問が必要ないように答えていただきたいと思うんですが、%は答えていただいたんですがね、特に問題なのは、特養へ希望していても、

○議長（米重典子） 矢山議員、申し訳ないですが、補正予算の範囲内の質問にさせていただきたいと思います。少し一般質問よりになられています。

○4番（矢山 武） 課長が答えられたことについて納得できないということで聞いておるんです。

在宅の方が26%、そのほかの方が74%ということになると、入所を希望していても入所ができないという、こういう状況はかなりあるというように受け止めたんですがね。特養へ入所をされとる人数は何人なんですか。有料老人ホームへ入れとるからそれでいいんだということに、介護サービスで、デイサービスなんかは受けられるかどうか知りませんが、やはりね、それなりの年金があつて5年、10年と入所が可能ならね、そりゃまあ、良かろうと思うんですよ。やむを得ずそうせざる得えない人もあるわけですから、そこのところが一番、なんとか家庭で無理はされとると思うんですが、めんどろをみられるという状況の人とは違うと思うんですよ。その点は十分に動向を把握をされて、特養の人数は変化がないというようなことでしたがね、入所ができなければ変化はせんのですからね、もうちょっと状況を把握をしながら特に町内では難しいということになれば、遠方へ行かれる人もあるように見受けるんですが、そうした点も把握をしながらサービスの提供を考えていただきたいということで質問しとるわけです。その点どうですか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。特養の入所の状況でございますけども、今、手元にあるのがですね、町内の入居者数しかわからないんですが、世羅町内にある特別養護老人ホームへ入所されている方が114名と

密着型の老人福祉施設がありますけども、そちらのほうが10人という状況でございます。世羅町内の方でも町外の特別養護老人ホームへ入所されている方もおられます。その入所者数についてはすみません、今、手元に資料がございませんので申し訳ございません。給付をみるなかで、全体の対象者というものがございます。全体での特養の入居者の数というものは本日持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第67号 令和4年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は 原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 令和4年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議案17ページをお開きください。

議案第68号

令和4年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ25千円を増額し、歳入歳出それぞれ10,026千円とするものでございます。

歳入は、繰入金25千円を増額し、歳出は、事業費25千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第68号 令和4年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は 原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 令和4年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議案18ページをお開きください。

議案第69号

令和4年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ2,425千円を増額し、歳入歳出それぞれ69,587千円とするものでございます。

歳入は、繰入金2,425千円を増額し、歳出は、総務費2,425千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。ないという人が多いようなんで代表して質問させていただきます。

11ページの修繕料92万円余りですかね、このことで、どういう状況になったかということとですね、その施設の現状と言いますか、一定の年数が経過して、長期的な安定的な運営をするという上で、特別問題なければいいんですが、こうした点についてお尋ねします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは修繕料の状況と施設の状況についてのご質疑にお答えさせていただきたいと思っております。

修繕料で計上させていただいております92万2000円でございますが、これはひとつは計装機器に電源を供給し、併せて計装機器からの信号を他の機器に送るディストリビューターという装置がございますが、これが水位計の信号が制御盤に伝送する不具合が生じたことからこの状況を解消するために交換を行うもの、これが87万9000円の予算を計上させていただいております。併せま

して残りの4万3000円でございますが、消防施設点検による修繕が4万3000円必要ということで合計92万2000円の修繕料を提案をさせていただいているところでございます。

それと施設の状況でございますが、議員ご指摘のとおり、施設建設から相当の年数が生じております。施設の運転管理、維持管理等につきましては、業務委託により行っているところでございますが、先程の修繕のように、細々としたそういった修繕が生じている状況でございます。したがって今後はしっかり施設の機能を確保するために可能な限り修繕等を行って、安定した施設の運営に務めてまいりたいと思います。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） はっきり聞こえない点もあったんですが、信号を送る機械が不具合があったということで87万円という一定の金額になるので、不具合があるというのは理解したんですが、どのような主な、小さいことはいいんですが、主な部品というか、そういうものと併せてですね、これは全課長に言いたいんですがね、補正予算を提案して先程来でも町内の人数はわかるが、町外のは把握してないと。保険料を払っておるものが足らんから増やしてください。この場合は減るんですが、そういう事に対して微に入り細に入り担当課で準備する必要はないですがね、大まかなことは提案者ですからね、理解をして、あれは何々課の問題なので、私は関係ないということではなしにね、きちっと対応してもらいたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（米重典子） 矢山議員、質問の要旨を簡潔に述べてください。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは87万9000円の修繕の中身について、説明が不足しておりましたので、再度説明をさせていただきます。浄化センターピュアラインせらにしにあります、貯水槽と言いますか、そういった溜めるところの水位計がありますが、信号を一旦、ディストリビューターという機械へ送りまして、そこから制御盤のほうへ送る。そういった装置がございます。ディストリビューターというのが、先程も申し上げましたように、水位計のほ

うへ電源を供給するという、そういう2面性のある装置でございまして、その信号がディストリビューターから制御盤に行く信号がうまく伝送されていないという状況がございました。このディストリビューターが4台あるということで、耐用年数というのが一般的には5年程度というふうになっておるわけですが、機器の状況等みながら耐用年数を過ぎた状況での運転というふうなのを、管理を徹底しながら行っているところでございます。したがって、このたび4台のそういった装置交換するということで87万9000円の修繕料を計上させていただいているものでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この修理がどうかというんじゃないんですが、最初の質問で施設の状況ということをお尋ねしたんですが、点検も勿論不具合を早めに発見して修理をしてもらわないけんなんですが、やはり5年の耐用年数ということをお尋ねしましたが、何年経過したんですか。4台を交換をした。これは当分大丈夫でしょうが、やはり安定的に処理をしていくということをお尋ねしながらね、やはり壊れたものは直さないけんなんですが、きちんと管理と言いますか、そういうことをされる必要があるというように、そういう点についてはどういう認識を持っておりますか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは機器の保守、それから運転管理等についてのご質問をいただきました。今回修繕をさせていただきたいということで予算を計上させていただいてますディストリビューターでございまして、4台あるものについて、手元に何年前に更新したかという詳細な資料を持ち合わせておりませんが、10年程度は経過しているというふうに担当のほうから聞き取りで行っております。施設の今後の長期的運営というふうなことのご質問が1点目のご質問の中であって、施設の状況がどうなのかというご質問があったと思います。先程も申し上げましたように施設の建設から相当の年数が経過しておりますので、今後はストックマネジメント計画に基づいて順次施設の更新というふうなのを財源を求めて行っていくというふうなことになってまいりま

す。いずれにしても止めることができない施設というふうに認識しておりますので、今後も安定した施設の運転管理に務めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 69 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 70 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議案 19 ページをお開きください。

議案第 70 号

令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 741 千円を増額し、収入 2,453,145 千円とし、収益的支出 18,903 千円を増額し、支出 475,716 千円とするものでございます。

収入は営業収益 80 千円、営業外収益 661 千円を増額し、支出は営業費用 18,879 千円、営業外費用 24 千円を増額するものでございます。

資本的収入 2,428 千円を増額し、収入 307,228 千円とし、資本的支出 75 千円を増額し、支出 394,094 千円とするものでございます。

収入は納付金 2,442 千円を増額し、負担金 14 千円を減額し、支出は建設改良費 89 千円を増額し、企業債償還金 14 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは8ページですね。収益的収入の部分であります。第2項営業外収益、この2目の負担金というのが64万1000円。一般会計からの繰入金となっておりますけども、これはどういったものなんでしょうか。お尋ねします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは負担金64万1000円の一般会計繰入金の内訳についてご説明をさせていただきます。

内容といたしましては、9ページの総係費に計上しております119万3000円の増の補正予定額となっておりますが、このうちの61万7000円の人件費部分がまずひとつのものでございます。次に次ページでございますが、第2項の営業外費用支払い利息補正予定額の2万4000円、この企業債利息の増に伴います先程の61万7000円と2万4000円を足しました64万1000円をこのたび一般会計の繰入金から繰入れていただきたいという内容のものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。9ページになりますかね。配水給水緊急修繕の内容についてお尋ねしたいと思うんですが、その内容。

次のページの11ページの一番下の施設整備納付金ということで収入になっておるわけですが、これが納付金をもらって一定の整備をするということになるかと思いますが、そういう工事は無いようなんですが、これらが基準に基づいて納付金を収めていただくということだろうと。どういう内容でこの金額になるのか。以上2点について。

○議長（米重典子） 暫時休憩といたします。

-----  
暫時休憩 14時18分

再開 14時30分  
-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前の4番 矢山 武議員の質疑に対する答弁を許します。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 申し訳ございませんでした。まず2点ご質問いただきました1点目、9ページの配水及び給水費の修繕費の600万円の理由でございます。これにつきましては、この夏場に本管配水管から宅内引き込んでおりますメーターまでの間、これは町の管理になるわけでございますが、その管の漏水が多く発生し、緊急的に対応したものでございまして、その支出に伴います金額を今回、今後の緊急修繕等に備えて計上させていただいているものでございます。

続きまして11ページ資本的収入及び支出の収入の施設整備納付金の増でございますが、これが水道の加入負担金の金額でございます。当初予算におきましては見込が十分立たないというふうなことで1件分の加入負担金の予算計上しておりましたが、今回これまでの加入負担金等の実績等踏まえまして、補正を挙げていただいているものでございます。内容といたしましては13ミリ、これは負担金8万8000円でございますが、これが21件。それから20ミリ、加入負担金単価が11万円でございますが、これが6件分。増口径13ミリから

20 ミリに口径を変更された差額の 2 万 2000 円が 1 件分ということで、合計が 28 件で 244 万 2000 円という納付金を今回補正をさせていただくものでございます。

○ 4 番（矢山 武） （挙手）

○ 議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○ 4 番（矢山 武） 最初の分については、漏水があったというような説明があったかと思うんですが、経過年数、また漏水がどのような状況で先程の答弁では夏ということを言われたんですが、夏が起因して漏水するかのという思いがしたんですが、そこらの原因。

それから加入負担金の問題ですが、この加入負担金が当然基準に基づいてそれぞれ払ってもらわないといけないんですが、最初の質問でもちょっと言ったかもわかりませんが、そのことによってなんかをやられるのかなと思ってみると、歳出のなかでは分筆登記業務というようなことで、これは負担金は関係ないが、言いたいことはやはり早めに補正をしていくべきではないかというように思いますし、工事をやる前に負担金は納めてもらうんじゃないかと思うんですがね、どういう経緯で加入されたんかわかりませんが、新たに配管をするという場合には加入者が払うんじゃないかと思うんですが、そこらを併せてお尋ねします。

○ 上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○ 議長（米重典子） 上下水道課長。

○ 上下水道課長（和泉秀宣） それではいくつかのご質疑をいただきました。まず先程答弁の中で夏場が多かったということでございますが、夏が理由ということではなくて、夏のシーズンに漏水が集中したという状況でございます。この原因等につきましては、やはり議員ご指摘のとおり、配水管の老朽化等、またそういったものが原因であったというふうに認識をしているところでございます。それと、加入分担金のご質疑もいただいたところでございますが、この分担金につきましては、議員ご指摘のとおり、加入していただく際にまず納付をしていただきまして、それで工事を行っていただくというものでございます。先程の答弁でも申し上げましたように、当初予算においてその見込というふうなものが十分把握できてないということから加入負担金の予算計上につき

まして、収入の予算計上につきまして少ない件数で計上しております。そういったことから現在までの実績等を収入のほうへ反映をさせるという、そういった意味合いで今回 244 万 2000 円の負担金を計上させていただいたものでございます。

それと修繕等不測の対応について早めの補正をしておくのが必要ではないかと、そういうご意見もいただいたところでございます。日々浄水場の配水量とかそういったものを監視しながら配水量が異常に出るというふうなことがあれば、どこかで漏水しているというふうなことも原因として、理由として想定されますので、そういった場合については速やかな調査を行い、修繕等行っているわけですが、なかなかどれくらいの規模で漏水して、どれくらいの費用かかるかという風なのが前もってわからないという風な実態もございます。そうしたことから現議決いただいております予算を執行する中で不足が生じる場合につきましては、都度、早期の補正予算をご提案申し上げて対応させていただきたいということで、今回予算のほうをご提案させていただいているということでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これからやるということなら理解できるんですが、夏云々と言われたんで、どうなんかなという思いがしました。同じように入負担金をいつ確定をされたんかわかりませんが、そしていつ頃この 28 件でしたか、29 件だったですか。30 件近い方の給水はいつ始められておるんですか。そこらはあまり厳密に追及をしようという思いで質問しとるわけじゃないですが、ある程度負担をいただくんですから、それに対して必要な工事があるんだということになればね、それはやむを得ない点もあるが、決まった加入負担金なので納めてもらえればいいんじゃない。工事は後からするんじゃないということにはならん思うんですよ。そこらは時期がいつ頃で、供給開始をしたのはいつ頃ですか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは加入負担金についてのご質疑にお答えさせていただきたいと思えます。この加入負担金につきましては、水道を利用開始される受益者と言いますか、方が納付をしていただくものでございまして、その工事等につきましては水道を引き込まれる方が工事を行われるということでございます。したがって、その工事につきましては一定の基準等により配管等していただくというふうな必要がございますので、そういったものをクリアするなかで、指定工務店等通じて配管を行っていただき、水道を利用させていただくというものでございます。したがって工事に着手する前にございまして、これは納付していただくというのが条件でございますので、その納付をしていただいた後にそれぞれの施主様において工事をされるというふうな流れになります。そういったことからこの納付金を納入していただいております。いづれがどうだったのかということでございますが、詳細な資料を持ち合わせておりませんが、この4月から12月現在までの間で先程申し上げました28件、合計でございますが、28件の申し込みがあって、その納付を受けた金額を今回計上させていただいているものでございます。当初予算において十分なそういった見込み等を立てた上で予算編成すべきという、そういった趣旨でのご質疑だと捉えさせていただいておりますが、先程申し上げましたように、これにつきましては、見込みというのがなかなか立てづらいうふうなことがございますので実績に応じて的確に予算のほうへ計上させていただき、事業の執行に、経営に務めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 70 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 2 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 71 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議案 20 ページをお開きください。

議案第 71 号

令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 1,418 千円を増額し、収入 675,396 千円とし、収益的支出 3,827 千円を増額し、支出 226,915 千円とするものでございます。

収入は営業外収益 1,418 千円を増額し、支出は営業費用 3,799 千円、営業外費用 28 千円を増額するものでございます。

資本的収入支出それぞれ 15,326 千円を増額し、収入支出それぞれ 294,714 千円とするものでございます。

収入は負担金 15,326 千円を増額し、支出は建設改良費 15,340 千円を増額し、企業債償還金 14 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最後の資本的収入支出のところでは一般会計から1500万円繰入れをして、約1500万円の工事請負費を増やすということですが、負担金で工事をするということではないんだらうというのはわかりますが、その前の負担金が141万円収益的収入と支出。一定の一般会計からの繰入れは必要だということには認識しておりますが、大部分の財源を一般会計からの繰入れによって企業債支払利息700万というようなのは当然一般会計からの負担になるんだらうと思いますが、人件費にかかるようなものまですべてみるという、そのように会計になっているかどうかは確認しておりませんが、基本的には一般会計から1700万円あまりの繰入れをして、事業費は当初予算から必要額が1500万円ほど足らんようになったということかもしれませんね、この事業によって何個の枡を設置をして、関係戸数が何戸なのか。ここだけはきちっと教えてくださいよ。ほかのところは多少答弁漏れが多いんですがそれはいいですが。それと1534万円を実施をした後にですね、どのような計画になっているのか。これも繰り返し聞いてきておるので、大体のところはわかっておるんですが、やはりこうしたことを最終補正じゃないでしようが、その都度再確認をしてですね、公共下水をやめなさいということで一貫して言っとるわけじゃないんです。必要な施設であるということは十分に理解をしとるんですが、この点についてはやはり当然財政課とも協議をされて進められておると思うので、課長の答弁の後、財政課長もきちっと教えてください。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 一般会計繰入金に関してのご質疑をいただきました。まず人件費等の繰入金等についてのご質疑でございましたが、人件費につきましては、基準内繰入れということで一般会計より繰入れをしていただいているものでございます。企業会計でございますので、収入によって支出を賄うというふうなのが大原則というふうなことになってくるとは思いますが、公共下水道事業会計につきましては起債を借りて事業費に充てる、また繰入れをしていただくというふうなことにより事業を実施していくというふうなことが必要になってきております。したがって、可能な限り支出のほうを軽減させる努力によって繰入等の金額等を抑えていく必要があるというふうには認識

しているところでございます。

また 1534 万円の建設改良費での増額補正に伴う柵の設置についてでございますが、今東地区下水道管の新設工事費につきましては、柵の詳細な今、個数等の資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。増額する理由でございますが、原材料費の単価の高騰分を反映させるもの、それとまた試掘等の量が増えたということで、それに伴います工事費の増ということで 934 万円の事業費を見込んでおります。それと栄町地区下水道管新設工事でございますが、これが今予定で、本通り線の本管からつないでいただく枝管の工事を実施するものでございまして、これにつきましては 3 件から 4 件程度だと想定されますが、そういった接続というふうなのがあるというふうに認識しているところでございます。すみません。柵の数について詳細な答弁ができない状況でございます。申し訳ございません。

○ 4 番（矢山 武） （挙手）

○ 議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○ 4 番（矢山 武） 補正のたび、予算決算でも十分、不十分はあってもいろんな角度から質問を繰り返してきました。先程もちよつと言ったように、あれはほかの課の問題だというような認識じゃいけんのですよ。自らが上下水道課長になった場合にはね、どういう答弁をするかということは、数字的なことはわからんすよね。仕事をしとらんわけですから。くらいのはね、皆が考えるくらいの姿勢でないといけんのですよ。あれは私の関係のないことじゃいような姿勢ではいけんですよ。

それで個数はわからないというようなことを言われるわけですがね、栄町地区下水道管新設工事 600 万円については 3 個か 4 個言うちゃったんですか。ちよつと十分につながりが理解できなかつたんですが。こんなこと言いたくないんですが、一般会計からの繰入れを抑えるようにというようなね、そういうような姿勢じゃいけんですよ。基本的に企業会計独立採算ですよ。そこで一般会計から多額の歳入がいるというのは初めからわかっとるわけですからね。そしたらそのなかで 1 回目の質問でも言ったように、最低限の運営が成り立つような金は当然出さないと工事ができただけじゃなしに、維持ができんわけですよ。運営が。そのことについて減せ減せということと言おうとは思いませんよ。繰

入を抑えるようにというようなね、ものの考え方、何回言いましたか、収支計画を出しなさい。1回や2回じゃないですよ。大きく変更になつたときに、将来の収支計画をきちんと立て直して、一般会計の支出がどのようになっていくかということは、その都度みないけんじゃないですか。あれは来年度の予算の編成のときに考えればええとかいうようなもんじゃないですよ。もっと多額の費用をかけて工事を進めておるわけですから、きちんとそこらは肝に銘じていただきたいということと、こうした工事をやることによって関係者が喜んでいただけるというのは私もわかっておりますが、少なくともですね、100%にいかないとしてもですね、ある程度の接続がないと、上水で何%、半分よりは高かった。それでないとやらないと。多少加入率が低くてもやるべきだと私は思うんですが。その点から言ってもですね、きちっと1回目の質問でも言ったように、この1534万円の工事費を完了すると、あとどの程度の計画区域を完了するのにかかるか。どんどん材料費が上がつるので難しい点はあるかもしれないが、価格が上がらない状況で一定の試算はされているはずですからね、そのことをきちっと示して見通しを立てていただいて、どのように答弁をされたか、給食センターの問題なんかでもね、希望的観測みたいなことを言ってもろうちゃ困るんですよ。かなり流入量が増えてきよるわけでしょ。それに可能なら可能ならというようなことをね、どこでどのように協議して方向性を出されたんか知りませんがね、私はそこだけが給食センターだけが接続すれば済むんですか。

○議長（米重典子） 矢山議員、今は給食センターの問題は違いますね。この補正予算の、質問の要点はこの事業費の内容のことですか。

○4番（矢山 武） 下水の工事を進めていく上に補正予算が重要なということでは言っているんです。

○議長（米重典子） 重要です。この中身についての今、質疑をされています。

○4番（矢山 武） そうです。ですから財政課長にもきちっと答えてくださいというのを最初に言ったでしょ。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。一般会計から下水道事業会計への繰出金についてでございますが、年度途中におきましてどうしてもこういった事業費の補正等が必要となってきます。そうした場合収支のバランスが崩れてしまいますが、そういったバランスが崩れないように、一般会計においも繰出金を補正している状況でございます。勿論ですね、下水道事業会計からの予算要求の内容につきましては、当初予算、補正予算ともですね、その内容を予算査定でチェックして必要最低限のものにつきまして一般会計からの繰出を行っているということでございます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは事業の推進等についてのご質疑がございましたので、その点について答弁をさせていただければと思います。

今回、面整備といたしまして今東地区の下水管の新設工事、ご承知のことと存じますが、世羅中央病院付近の工事を行っております。現在の計画におきまして今東地区をもって面整備のほうを一定の目処をつけるというふうな方向性でおります。したがって、この1340万円のうち、今東地区の1億7000万円位の額でございますが、その工事を行うことによって一定の面整備を整理するということとなります。したがって整備した後につきましてはより事業効果が現れるように接続していただくよう、十分に取組みを行っていく必要があるというふうに認識しておりますし、先程議員のほうからのご指摘がありましたように、企業会計、独立採算で行うのが大原則というご指摘もございました。そうしたなかで経費等を軽減さすという努力をする必要もございしますが、併せもって加入していただいて収入を得ていくという、そういったことも必要になってくるというふうに考えております。今後はそういった加入促進、そういったものをしっかり行う中で、今の施設が効果的に稼働、またこの事業が経営できるように務めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 私が尋ねとることを答えられてないでしょ。受益戸数が934万円ですか。何戸あって、柵の設置はどの程度予定をしておるか。既に柵

を設置する個数は、確定はしとらんかしらんですが、つないでくれと言わん人がどんどん柵を設置してくれる、これから増えるわけないでしょ。工事をもう本線から支線へ向けてどんどん進めている中で。そういうことを全然考えずに今年1億7000万円、その金額だけは資料があったんかどうか知りませんがね、そんなことじゃいけんでしょう。もっと接続をしていただくように努力する。努力しても金額忘れましたがね、30万、40万いるんですよ。合併槽設置するよりは安うつくでしょう。それで加入したらその後の使用料がまたこれも安いことはないです。高すぎるんじゃないか言うたら、あれでも必要経費の、ちょっと忘れましたがね、収支計画の中じゃ、大幅に低い金額にしとるんじゃないのをご提案されたことがありますかね。それよりは更に、大幅に計画より、その当時の加入率がどの位になっとったか知りませんがね。既にスタートして何年も経過しとる所は、加入率がどのようになっとるんですか。柵を設置しないところがものすごく多いんじゃないんですか。それらがこれから新たに柵を設置してくれ、加入するというような人があるんですか。もうちょっと現状をきちっと把握をされてですね、見通しを立てられんと、接続をしてもらうように取組むとかいうようなことはね、工事を終わろうとしとるときに言よったんじゃない、話にならんじゃないですか。そうした点をもっと具体的に教えてくださいよ。残事業についても。

○議長（米重典子） 今東地区と栄町地区、ここに載っています新設工事の事業内容をもっと具体的にということですか。

○4番（矢山 武） 受益戸数と柵の数。

○議長（米重典子） 柵の数は把握できてないという答弁でありました。ご不満ではあるかと思いますが。

▼【矢山議員：「3、4個いうのはどこですか」】

○議長（米重典子） 栄町地区はこれから今の予想では3、4個つながるといような答弁であったと思いますが。上下水道課長、それでよろしいですか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは今後の接続についてのご質疑がございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。詳細な対象戸数、それ

から柵の設置数、現状での個数等の資料については冒頭申し上げましたように詳細な資料を持ち合わせてございませんので、回答をすることができません。

今回、今東地区の工事におきましては対象となる世帯へ訪問いたしまして、公共柵を将来的に下水へつないでいただけるというふうなことをお願い等、またお話しをする中で、公共柵の設置というふうなものを行っております。設置をしてキャップ止めというふうな形での対応になっておりますが、今後将来的に接続をというふうなことをご当家のほうが考えられたときに速やかに接続していただけるような、そういった対応については工事の中で対応させていただいているところでございます。見通しを持っての計画というふうなのをしっかりとすべきというふうな、そういったご質疑でもございました。先程も答弁の中で申し上げておりますように、重複するとは思いますが、しっかりと建設した事業等が効果的に機能するように事業運営また経営に務めていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より担当課長からの答弁を充足をさせていただきたいと存じます。

矢山議員より補正予算書 10 ページの工事請負費 1534 万円につきましてご質疑をいただいているところでございます。今東地区 934 万円、栄町地区 600 万円についての詳細なその補正を行うことによってどういった効果が出るのか、そこにどういった状況であるのかということをしかりと答弁を求められたところでもございます。

担当課の資料等で現在、正確な数字は申し上げることができないということについては、私からもお詫びを申し上げたいと思いますが、今東地区については、現在進行中の工事が増額になるものの補正予算でございます。一方栄町地区につきましては、本管からの枝管を設置することによって新たに新規の加入者を迎えるといった工事でございます。そちらの新規の加入者につきましては 4 件を予定をしているということで、一層の加入推進に少しばかりではありますが寄与していくことになろうかと思ひ、この補正予算を提案させていただく中で執行させていただきたいと考えているところでございます。

総合的にこの公共下水道事業におきましては、事業計画区域は 107.7 ヘクタールであり、令和 3 年度までに 96.5 ヘクタール、率としましては 89.6% 進捗してきております。概ね 9 割がたの面整備が進んできているなかで、令和 3 年末の状況によりますと、接続個数は、可能個数 724 個にあわせた形で考えますと、320 個でありまして、接続率は 50.7% でございます。これは令和 4 年度当初の状況でございます。面的整備が進捗しているなかで、この接続率が 5 割ということは、ご指摘のように、しっかりと接続可能区域に加入促進を行っていく形が求められております。別の答弁にもありましたけれども、水道の加入個数もみるなかではその下水への接続もしっかりと推し進めていくなかで、一層の進捗率の上昇をみていきたいと思うところでもございます。

一般会計からの繰出につきましてもご指摘をいただきましたが、企業会計の中で賄えることは理想でございます。しかしながらしっかりとした加入推進と、面工事の推進を行うなかで、メリハリをつけ、推し進めるときには一般会計からの繰出を行っていき、効果の早期の発現と、その発揮を求めていくことも併せて財政の状況をみながら進めていきたいと考えておるところでございます。

本日もご指摘いただいたところは、補正予算なり予算を提案させていただくなかでその効果を常に答弁できる形で進めてまいらなければならないと受け止めさせていただいております。引き続きしっかりとした効果発現の状況を肝に銘じながら補正予算等につきましても提案、そして今回提案させていただいている補正額の効果発現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

まず本案に反対討論の発言を許します。反対討論でよろしいですか。

▼【矢山議員：「反対討論です」】

はい。

○4番（矢山 武） 補正予算ですから最小限の補正で基本的には了解をするつもりでありました。これまで質問を繰り返してきましたが、全く議員の質問をどのように受け止めておられるのかわかりませんが、その場の議会が終われば終わった終わって、昨日何があったか、日々の責任ある仕事を消化するために頑張っておられる、一生懸命やっておられるのはよくわかりますが、私はこのような形で、どんどん後わずかとなったところで、少なくとも一般会計から3分の2なら3分の2の支出をすれば将来にわたって何とか運営ができるというものを持たない限りね、このままの状況で繰上げが増えないようにとか、財政課長が答弁されたのを十分に記録しておりませんが、繰入れを抑えるようにというような、生ぬるいような姿勢では私はこのままずっとやって努力をして、無駄を省いて加入を一定に増やす努力をしても大きく一般会計からの繰入れが必要になってくるというように思います。これは今初めてではありません。予算決算の中でも繰り返し言ってきました。いよいよ残り1割くらいになって、事業費も少なくはなっておると思うんですが、少なくとも町民全体が理解を得られる。そして中心部の方が公共下水を設置して良かったというような形になればですね、日量3,000 m<sup>3</sup>の処理ができる用地を確保しとるわけですから、大きく状況が変わらん限りできないかもしれませんがね、希望が持てる。それも相当長い間3,000 m<sup>3</sup>、3,000 m<sup>3</sup>で、管を細くすべきだということも繰り返し言ってきました。ちょうど50 cm以上、何cmあるかわかりませんが、いやそりゃもう、補助を決定しとる金額の大きさの管を入れんかったら補助が認められんとかね、当初から心配をされておったことは、そりゃもう、途中で変更されて2,000 m<sup>3</sup>になりましたが、私はそのときにもいろいろ発言をして、これで本当に3,000 m<sup>3</sup>の予定を、2,000 m<sup>3</sup>にしてうまく経営ができるかということも繰り返し言ってきましたが、全くこれも具体的な作業はされずにきました。1,000 m<sup>3</sup>をどのようにするのかと言うと、前の副町長はもうこれ以上やらんじゃ。なんか、自分一人でね、勝手に決められるような性質のものでは私はないと思うんですよ。議会で議決をして2,000に変更したわけですから。どういう手続きが必要かわかりませんが、今の現状からみると、最小限で終了しないということは、終了しなくてはならないということは十分にわかりますが、一貫して住民の皆さんの不安に応える姿勢は見せずにこのまま事業を進め

ていくということについては、反対をいたします。

○議長（米重典子） 矢山議員、補正予算に対する反対討論ですね。

▼【矢山議員：「はい、そうです。」】

次に賛成討論の発言を許します。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第71号 令和4年度世羅町公共下水道事業会計補正予算第2号について賛成の討論を行います。

先程矢山議員から下水道事業の採算性の問題点を、これは場違いな討論になっていると思います。そもそも公共下水道は都市計画区域決定に基づいて県の事業認可を受けて、更には企業債という独立採算の事業として行っているわけです。そのなかで、事業推進を一層進めて効率的な通水に向けるために、一般会計からの補正予算を導入するという部分がございます。特に補正予算にあたってはその事業効果をしっかり発揮するために一般会計からの繰入れを受け入れる。繰入れによって事業促進を図ります。事業効果を発現するための今回の補正予算でございますので十分な議論を執行部におかれてはされて、今回の提案と考えます。

企業会計という独立採算の事業ではございますが、事業促進、早く供用開始して、全体の皆さんが喜んでいただける事業をいち早く実現するためにはこの補正予算は適切な予算執行だと考えます。したがってまして議案第71号 令和4年度世羅町公共下水道事業会計補正予算第2号に賛成の討論をいたします。

○議長（米重典子） 次に反対討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

念のためですが、賛成討論もよろしいでしょうか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 71 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算  
(第 2 号) は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、 12 月 15 日 午前 9 時 0 0 分から、「開会」いたし  
ますので、ご参集願います。

(起立・礼)

---

散 会 1 5 時 2 5 分